年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1.	今回	のあっ	っせん	、等の)概要
	/ 🗀 '	<i>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~</i>	, , ,	/ TT V	ノリめいる

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

厚生年金関係 8件

関東(埼玉) 国民年金 事案 5161 (埼玉国民年金事案 3473 及び 4813 の再申 立て)

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和 47 年4月から同年9月までの期間、49 年4月から同年5月までの期間及び同年8月から同年 11 月までの期間の 国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から同年9月まで

② 昭和49年4月から同年11月まで

私は、平成23年11月29日に、30か月の国民年金保険料を昭和54年12月に第3回特例納付で納付することにより、過去の未納期間全ての保険料を納付したので、未納期間は無いはずであると再申立てを行ったが、「申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。」との通知文を受け取った。その後、私は、現在所持している領収証書9枚のほかに領収証書を紛失したことがあったのを思い出した。私は、間違いなく申立期間の国民年金保険料を納付しているので、記録訂正が認められないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初申立てにおいて、申立期間①を含む昭和 46 年1月から 47 年9月までの期間及び申立期間②について、申立てを行っているところ、年金記録確認埼玉地方第三者委員会(当時)(以下、埼玉委員会とする)において、申立人の所持する第3回特例納付において納付された、納付期間の記載の無い領収証書は、44 年 10 月から 47 年 3 月までの 30 か月と考えるのが自然であるとして、申立期間のうち、46 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めるとして、平成 22 年 8 月 4 日付けで年金記録の訂正が必要であるとの通知が行われている。

また、申立人は、当初申立てにおいて、保険料納付が認められなかった

申立期間①及び申立期間②のうち、厚生年金保険被保険者期間である昭和49年6月及び同年7月を除く期間について、未納無く納付したとして、再度申立てを行っているところ、埼玉委員会において、申立人は国民年金保険料納付には直接関与しておらず、保険料を実際に納付したとするその妻の記憶が明確ではなく、保険料納付をうかがわせる新たな周辺事情も見当たらないことなどの理由により、申立期間①及び②の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、平成24年3月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、現在所持している9枚の領収証書のほかに、紛失した 領収証書があったことを思い出したとして3回目の申立てを行っている。 当初の申立てにおいて、同委員会は、納付期間の記載の無い領収証書で納 付された 30 か月は、申立人の所持している昭和 43 年7月から 44 年9月 までの期間の保険料を第2回特例納付により納付した領収証書に続く期間 である、44 年 10 月から 47 年3月までであると認定したものであるが、 そうすると申立人が領収証書を所持していない期間についても納付済みと なっている期間が存することとなり、今回の申立内容の変更は、一応の合 理性があると考えられる。そこで、申立人の所持する9枚の領収証書を基 に、納付状況を改めて検証したところ、申立人は49年12月以降の第2回 特例納付実施期間内において、納付を行っていない月は5回あるが、領収 証書の日付を見るとおおむね毎月過年度納付又は特例納付を行っているこ とから、領収証書を所持していない納付月においても、第2回特例納付を 行っていたとしても不自然ではないこと、申立人の納付形態が毎回6か月 以内の期間を納付していることなどを踏まえると、第3回特例納付を行お うとした際には申立期間を含む 30 か月の未納のみが存していた可能性が 考えられる。

また、遡って納付しようとした動機について、海外に転出する前に年金の受給資格を作ろうとしたとする申立人の主張は理解できる上、帰国後、昭和49年12月から厚生年金保険の被保険者となっているにもかかわらず、47年10月から49年3月までの保険料を順次過年度納付し、第3回特例納付実施時期内においてもA区役所に特例納付を申し出ていることから、年金額を増やそうとする意欲が強かったことがうかがわれ、同区役所において、過去の未納期間全てに相当する特例納付書が交付されたものと考えても不自然さはみられない。

さらに、申立人の主張の根幹である第3回特例納付により納付した期間の記載の無い30か月の領収証書で未納を解消したとする主張は一貫しており、口頭意見陳述においても申立人の言動等からその誠実さがうかがえ、基本的に申立人の主張は信頼できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民

年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は申立期間のうち、昭和 49 年6月及び同年7月 については、厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金被保険者となり 得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うこ とはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、28 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

社団法人Aにおいて、平成19年12月10日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された申立人の申立期間に係る取引記録により、 申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記の取引記録により推認できる厚生年金保険料控除額から、28 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、53 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

社団法人Aにおいて、平成19年12月10日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された申立人の申立期間に係る取引記録により、 申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記の取引記録により推認できる厚生年金保険料控除額から、53 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東(茨城)厚生年金 事案 7596

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は 19 万 5,000 円、申立期間②は 21 万 5,000 円、申立期間③は 21 万 円、申立期間④は 20 万 9,000 円、申立期間⑤は 20 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月27日

- ② 平成17年7月28日
- ③ 平成17年12月22日
- ④ 平成 18 年 7 月 28 日
- ⑤ 平成 18 年 12 月 28 日

勤務していたA社から申立期間に賞与を支給されたが、申立期間の賞与記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについては、申立人が保管する退職時に事業所から入手した源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、申立期間④及び⑤については、B市から提出された申立人の税務 資料に記載された収入金額及び社会保険料控除額は、申立人が所持する平 成18年1月から同年12月までの給与明細書により確認できる給与額の合 計額及び社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間④及び⑤の賞与支払明細書により、当該期間については、賞与から厚生年金保険料が控除されている

ことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間①から③までは、源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は21万5,000円、申立期間③は21万円、申立期間④及び⑤は、税務資料により推認できる保険料控除額から、申立期間④は20万9,000円、申立期間⑤は20万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答を得ることができず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東(茨城)厚生年金 事案 7597

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立期間①は 20 万円、申立期間②は 30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日

② 平成16年12月15日

A社において、平成16年8月10日及び同年12月15日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにより、申立人が 申立期間において賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、上述の賞与明細書により、申立期間①は20万円、申立期間②は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東(栃木)厚生年金 事案 7598

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立期間①から③までは 56万円、申立期間④は60万円、申立期間⑤は55万円、申立期間⑥は50 万円、申立期間⑦及び⑧は52万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日

- ② 平成15年12月17日
- ③ 平成16年8月10日
- ④ 平成 16 年 12 月 15 日
- ⑤ 平成17年8月10日
- ⑥ 平成17年12月20日
- ⑦ 平成18年8月8日
- ⑧ 平成 18 年 12 月 20 日

A社において、申立期間に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び金融機関から提出された取引明細書により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、賞与明細書により、申立期間①から③までは56万円、申立期間④は60万円、申立期間 ⑤は55万円、申立期間⑥は50万円、申立期間⑦及び⑧は52万円とする ことが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東(栃木)厚生年金 事案 7600

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年5月から同年8月までは36万円、同年9月から6年1月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち平成4年7月に係る標準報酬月額については、41万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、上記訂正後の当該期間の標準報酬月額(36万円)に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成4年7月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(36 万円)に基づく厚生年金保 険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでな いと認められる。

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年4月1日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については 41 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月1日から6年2月28日まで

② 平成6年2月28日から同年4月1日まで

申立期間①の標準報酬月額が当時の給与と比較して、低くなっている ため記録を訂正してほしい。また、平成6年3月31日まで勤務してい たので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録において、申立人のA社におけ

る当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年5月から同年8月までは36万円、同年9月から6年1月までは41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月28日よりも後の同年4月8日付けで、8万円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該処理を 遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正 があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、 事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年5月から同年8月まで は36万円、同年9月から6年1月までは41万円と訂正することが必要 と認められる。

一方、申立期間①のうち平成4年7月については、申立人から提出を受けた給与明細書により、41万円の標準報酬月額に相応する月額報酬が支払われ、同額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額については、41万円と訂正することが必要である。

なお、申立人の平成4年7月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬 月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを 確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは 認められない。

2 申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人が平成6年3月 31日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA社における資格喪失日は、申立期間①に係る標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた日と同日の平成6年4月8日に同年2月28日と記録されていることが確認できる。

さらに、A社は、適用事業所でなくなった申立期間②においても、商業登記簿謄本により法人格を有していたことが確認でき、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、社会保険事務所において、平成6年2月28日付けで同社が適用事業所でなくなった旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年2月28日

に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格 喪失日は雇用保険の記録における離職日の翌日である同年4月1日であ ると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額は、申立人のA社における遡及訂正前の同年1月のオンライン記録から41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和 52 年4月1日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月1日から同年4月10日まで 私は、昭和48年4月1日にA社に入社し、現在まで同社のグループ 内会社で継続して勤務しているが、同社C工場から52年4月1日付け で同社B工場に転勤した時の、B工場の厚生年金保険の記録が同年4月 10日からの記録となっているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和52年4月10日にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得している。

しかし、A社から提出された昭和 52 年4月1日付け人事発令書および申立人の雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務(昭和52 年4月1日にA社C工場から同社B工場に異動)していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日は昭和52年4月1日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和29年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年3月及び同年4月は8,000円、同年5月及び同年6月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月25日から同年7月21日まで 年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の記録が無かっ たが、当該期間はA社本社から同社B工場に異動した時期であり、同社 には継続して勤務していたので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主の回答及び事業主から提出された人事記録により、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務し(A社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記人事記録によると、申立人は昭和 29 年 2月 23 日付けでA社本社から同社B工場に異動していることが確認でき、申立人の申立期間前後の異動については、人事記録における発令日の数週間後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同年 3 月 25 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 29 年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年3月及び同年4月は8,000円、同年5月及び同年6月は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日(昭和 31 年4月1日)及び資格取得日(昭和 31 年9月 14 日)を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月から30年9月まで

② 昭和31年4月1日から同年9月14日まで

国の記録では、申立期間①について、B事業所に勤務していた間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。また申立期間②については、A社に勤務していた期間の被保険者記録が一部欠落している。両申立期間について、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)の記録では、当該事業所において昭和 31 年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年9月 14 日に再度被保険者資格を取得しており、同年4月1日から同年9月 14 日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人をよく知る同僚二人は、「申立人は、結婚のため退職するまでA社で事務を担当しており、途中で同社を辞めていない。」と回答していることから、申立人は申立期間②において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、上記同僚及び別の同僚は、「当時は、パートという扱いは無く、 全員が社員であった。皆同じように社会保険に加入し、厚生年金保険料 が控除されていたはずである。当時は、事務所勤務及び工場勤務合わせて 30 人くらい従業員がいたと思う。」と回答しているほか、被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険被保険者であった者が 34 人確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する と申立人は申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与か ら控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の被保険者名簿の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和31年4月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、B事業所に勤務していたと申述しているところ、当該事業所の事業主は既に他界していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険料控除について確認することができない上、連絡のとれる同僚5人に照会し、4人から回答が得られたものの、申立人について具体的には記憶していないと回答している。

また、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、当該事業所は昭和 35 年7月1日に適用事業所となっていることが確認できるほか、上記同僚のうちの一人(昭和 35 年7月1日取得)は、「私は昭和 34 年頃に入社し、その約1年後に厚生年金保険に加入したように記憶している。」と回答している。

なお、B事業所の事業主の親族は、「事業所は申立期間には既に開業していたと思うが、昭和 58 年に廃業し、関連資料は既に処分したため、申立てについて回答することができない。また、事業所は昭和 35 年 7 月に厚生年金保険に加入しているが、それより前に事業主が従業員に『厚生年金保険に加入しよう』と言ったが、従業員が『年金を受け取るまで生きていられるか分からないから加入したくない』と言ったため、加入しなかったと生前に事業主から聞いている。」と回答している。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東(新潟)厚生年金 事案 7607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月28日から同年3月1日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和50年2月28日から同年3月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂 正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員カード、同社からの回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し(昭和 50 年 3 月 1 日に A社 B 店から同社 C 店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における 昭和50年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、19万円 とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 50 年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年2月 28 日と誤って記録するとは考え

難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成17年8月は16万円、同年9月及び同年12月から18年2月までの期間は18万円、同年3月は17万円、同年4月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に 基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和60年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月21日から18年5月20日まで 年金事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額は15万円と記録されているが、給料台帳によれば、標準報酬月額24万円相当の保険料が控除されている。保険料控除額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給料台帳から確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成17年8月は16万円、同年9月及び同年12月から18年2月までの期間は18万円、同年3月は17万円、同年4月は20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成 17 年6月の標準報酬月額については、上

記給料台帳により、厚生年金保険料の控除が確認できないことから、特例 法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 17 年 7月、同年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額については、上記給料台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(24 万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(15 万円)よりも高額であるものの、給料台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額(平成 17 年 7 月は9 万 8,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 15 万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(15 万円)を上回らないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、15 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年 金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはでき ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成18年2月

勤務していたA社から、平成 18 年2月に賞与を支給されたが、賞与記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 18 年において、申立人の標準賞与額の記録が確認できる同年4月、同年7月及び同年 12 月については、B銀行C支店から提出された申立人に係る流動性預金取引明細表により、賞与の振込みが認められるが、同年2月については、給与の振込みは確認できるものの、賞与の振込みは確認できない。

また、申立人は賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管しておらず、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主に照会しても、関係資料は保存されておらず、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から58年10月1日まで 昭和58年9月末までA社(現在は、B社)に勤務していたにもかか わらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保 険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた厚生年金基金加入員証の写しには、加入員資格 喪失年月日欄に「58. 10. -1」と記載され、加入員資格喪失事由欄には 退職と記載されていることが確認できる。

しかしながら、A社企業年金基金、企業年金連合会及び雇用保険の被保険者記録はオンライン記録と符合していることが確認できる。

また、上述の加入員証の記載についてA社企業年金基金に照会したところ、「基金記録、人事部記録及び企業年金連合会の記録により、資格喪失日は昭和57年10月1日が正しいと判断します。」との回答であった。

さらに、事業主は、申立人の勤務期間について、昭和 49 年4月1日から 57 年 9 月 30 日までの期間であったと回答している。

加えて、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和 57 年 10 月 13 日に求職の申込みをした後、同年 11 月 20 日から 58 年 1 月 30 日までは基本手当を受給し、同年 1 月 31 日から同年 2 月 17 日までは傷病手当を受給していることが確認できる上、C事業団の回答により、同年 2 月 18 日からは申立人が夫の被扶養者になっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を、 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東(新潟)厚生年金 事案 7601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から9年10月1日まで 私は、平成8年3月からA社で厚生年金保険に加入していたが、国 (厚生労働省)の記録では厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。 A社の事務全般を委託していたB税理士事務所に聞けば厚生年金保険

A社の事務全般を委託していたB税理士事務所に聞けば厚生年金保険に加入していたことが確認できると思うので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間についてA社の代表取締役であったことが閉鎖登記簿 謄本により確認でき、当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所検索システム及びオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、申立人が申立期間当時、一緒に勤務し厚生年金保険に加入していたとする元同僚の年金記録には、当該事業所の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、申立人が申立期間当時、会社の事務全般を委託していたとするB 税理士事務所の担当者は、「資料は残されていないが、A社は社会保険に 加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、C市役所によれば、申立人は昭和 62 年 11 月 30 日から現在まで国民健康保険の被保険者であると回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東(栃木)厚生年金 事案 7603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年9月22日まで 年金記録を確認したところ、A市にあったB事業所に勤務していた期間の厚生年金の記録が無かった。当時、給与明細書で控除されている金額について将来役に立つものだという説明を受けたことや、同社の次に就職した会社に被保険者証のようなものを提出したことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はB事業所の所在地を示す写真等を提出しているほか、当時の仕事内容や給与額などを具体的に記憶しており、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、 B事業所は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人がB事業所及び同社の次に勤務したC社で一緒に勤務していたとする同僚について、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票等を確認したところ、申立人と同様に、C社の記録は確認できるが、B事業所の記録は確認できない。

さらに、所在地を管轄する法務局はB事業所に係る商業・法人登記簿は確認できないとしているほか、前述の同僚は既に死亡しており、申立人が記憶している事業主の名前は姓のみのため事業主を特定できず、当時の状況について照会することができない。

加えて、申立人は、「B事業所を退職した後、C社に就職する際に、厚生年金保険被保険者証のようなものを提出した記憶がある。」としているが、申立人が記憶している被保険者証の形状は当時の被保険者証の形状と

は異なっているほか、厚生年金保険被保険者台帳索引票により、C社における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、同社において初めて払い出されたものであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 15 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月1日から36年1月8日まで

② 昭和46年2月20日から同年3月30日まで

③ 昭和62年9月1日から平成4年3月1日まで

④ 平成4年4月1日から5年12月1日まで

申立期間①は、A市にあったB社に、申立期間②は、C県D町にあるE社に、申立期間③は、F市にあったG社に、申立期間④は、F市のH社にそれぞれ勤務していたが、国の記録では申立期間①から④までについて厚生年金保険被保険者記録が無い。厚生年金保険料は控除されていたはずであるので、当該記録には納得がいかない。第三者委員会で調査の上、当該全期間について被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正 を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA市に存在したB社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、B社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は昭和46年4月16日に設立されていることが確認できる。また、申立人が申立期間①の後に勤務していたI社の同僚は、「申立人のことはI社で一緒に働いていたので知っている。(申立人が勤務していたとする)B社はI社が昭和46年1月頃に倒産し、その継続会社として設立された会社である。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、B社は、申立期間①より後の昭和 46 年 6 月 1 日に厚生年金の適用事業所となっていることが確認できる ほか、事業主の厚生年金保険被保険者記録(以下「被保険者記録」とい う。)が確認できないため、事業主に照会することができず、申立期間 ①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができ ない。

2 申立期間②について、申立人はC県D町に存在しているE社に勤務し、 厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、当時の事業主 は既に他界しており、申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控 除について確認することができない。

また、現在の事業主(申立期間当時は取締役)は、「申立期間に申立人を雇用した事実は無い。私も、I社で申立人と一緒に働いていたが、I社の倒産後、申立人と同様に私自身の被保険者記録も無い。」と回答している。

さらに、申立人は、昭和 46 年4月1日に J 社において被保険者資格を取得しているが、同僚(46 年1月 31 日 I 社資格喪失、同年4月1日 J 社資格取得)は、「私は、 I 社が倒産し、 J 社に就職が決まっていたが、しばらくの間は I 社の残務処理のため残って仕事をしていた。申立人は、私が J 社に就職した時には既に同社で働いており、 I 社が倒産後すぐに J 社に就職したと記憶している。」と回答している。

このほか、申立人を知る複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間 ②に係るE社での勤務実態について確認することができない。

3 申立期間③について、申立人はF市に存在したG社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、当該事業所名の適用事業所は存在せず、類似した事業所名としてK社が確認できたため、K社を申立事業所として調査した。

しかしながら、K社の履歴事項全部証明書を確認したところ、同社は 平成22年10月に解散していることが確認できる上、事業主は既に他界 していることから、申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除 について確認することができない。

また、申立期間③当時にK社において被保険者記録のある同僚6人が確認できたので、そのうち住所の判明した3人に照会したところ、2人から回答が得られ、そのうちの1人は当時の事業主の妻であり、当該妻は、「K社は、L部門とM部門に分かれており、私はM部門でNをしていた。L部門のことは主人(事業主)に任せており、事業所も別々であったことから、従業員のことも一切知らない。」と供述しているほか、もう1人の同僚も申立人については記憶していないと回答しており、申立期間③に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人は平成3年*月に65歳に達しているところ、申立期

間当時は、厚生年金保険法において「適用事業所に使用される 65 歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。」と定められていたため、申立人の申立期間のうち、3年*月*日から4年3月1日までの期間は、厚生年金保険の被保険者とはならない期間である。

加えて、申立人の妻は昭和 62 年7月に国民年金第3号被保険者から 第1号被保険者に種別変更がされており、それ以降、第3号被保険者に 該当した記録は確認できない。

また、F市の国民健康保険課の回答によれば、申立人は昭和 62 年7月14日に国民健康保険の資格を取得し、平成4年9月22日に同資格を喪失していることが確認できる。

4 申立期間④について、申立人はF市に存在しているH社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、事業主は、「申立人の名前は記憶がある。人事記録等関連資料は保存しておらず、雇用期間については不明であるが、約1年くらい正社員として働いていたと思う。」と回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人はH社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、前記3に記載のとおり、申立人は申立期間④において、 既に65歳を超えていること等から、申立期間④は厚生年金保険被保険 者とはならない期間である。

5 このほか、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できないほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月1日から58年6月1日まで 私は、A社B支社に昭和57年6月1日に正社員として入社し、同時 に厚生年金保険に加入したが、同年6月1日から58年6月1日までの 厚生年金保険の記録が無い。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支社から提出された退職証明書により、申立期間のうち、昭和 58 年2月1日から同年6月1日までの期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の人事部長は、申立期間当時におけるC職員の厚生年金保険の取扱いについて、申立期間当時のC職は、入社後数か月間は委嘱契約となっており、職員任用後に厚生年金保険に加入していたと回答しており、同社の福利厚生室の担当者も「委嘱期間については、個人の成績、処遇などによりまちまちであったが、昭和 58 年当時は、一般的に5か月程度で職員に採用し厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

また、申立人と仕事内容が同じと認められるC職の同僚は「入社してから数か月間は見習期間があり、その後社員として採用された。」と証言していることから、申立期間当時、A社B支社では、必ずしも入社と同時にC職員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月15日から53年3月27日まで

私がA事業所に勤めていた昭和47年10月15日から53年3月27日までの厚生年金保険被保険者期間について、同年7月11日に脱退手当金として支給されたことになっているが、この脱退手当金を受け取った覚えは無い。

支給日とされている時期は、B国に帰国しており、脱退手当金は受け 取れないと思う。調査の上、当該期間について厚生年金保険の被保険者 期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C年金事務所には、申立人と同じくB国からDとして留学し、申立人を含め昭和53年3月27日にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した3人についての脱退手当金裁定請求書が保管されているが、当該請求書には、当時、当該事業所で社会保険事務を担当していた1人の事務職員を代理人とする受領委任状が付されており、申立人に係る脱退手当金が当該代理人に支払われていることが確認できる。

また、昭和52年に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているB国からの留学生である同僚3人についても、同様に前記事務職員への脱退手当金の受領委任が行われていることが認められることから、当該事業所では申立期間当時、B国からDとして留学していた者について、脱退手当金の代理請求が行われていたものと推認される。

これについて、当該事務職員は既に死亡しているため供述は得られないが、当該事務職員と一緒に仕事をしていた同僚は、「B国の留学生については、国内にいるうちは手続ができないので、一人一人別々に手続をする

ようなことは無かったと思う。同じ日にまとめて手続をし、送金している と思う。」と述べている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東(茨城) 厚生年金 事案 7611 (茨城厚生年金事案 583 及び 1864 の再申立 て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間⑤及び⑥について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月1日から28年10月1日まで

- ② 昭和28年12月1日から29年10月20日まで
- ③ 昭和30年3月15日から32年2月14日まで
- ④ 昭和32年12月10日から35年6月10日まで
- ⑤ 昭和29年10月20日から30年3月15日まで
- ⑥ 昭和32年9月1日から同年12月10日まで

私は、申立期間①、②、③及び④において勤務していた事業所における脱退手当金に係る申立て、申立期間⑤においてA社(後の、B社)に勤務していた期間に係る申立て及び申立期間⑥においてC社(現在は、D社)に勤務していた期間に係る申立てを、二度にわたり年金記録確認第三者委員会に行ったが、私の主張は認められなかった。

脱退手当金に係る申立てについて、新たな資料等は無いが、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

また、今回、申立期間⑤については、私がA社に継続して勤務していたと証言してくれる同僚を紹介するので、私が申立期間⑤に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

さらに、申立期間⑥についても新たな資料は無いが、再度調査の上、 私が申立期間⑥に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び④に係る申立てについては、申立人に係る厚

生年金保険被保険者台帳では、脱退手当金支給日より前の日付である昭和35年8月11日付けで、27年9月1日から32年2月14日までの被保険者期間及び標準報酬月額について「回答済み」の記載があるとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額は、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと等を理由に、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成21年10月28日付け及び24年2月15日付けの二度にわたり、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初、申立期間①、②、③及び④に係る新たな情報として、C社の当時の代表取締役の妻から教えてもらった同僚の名前を挙げるとともに、「同僚が脱退手当金を受けていなければ、自分も請求していないことになるのでは。」とE年金事務所において述べていたところ、年金記録確認関東地方第三者委員会事務室による事実確認において、「当該同僚は、私には、なんの関係も無いので申立てから削除していい。」と述べていることから、年金記録確認茨城地方第三者委員会の二度の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。

脱退手当金が支給される場合は、所定の書面による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情は無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人が「脱退手当金を受領したとされる昭和35年9月には、誰にも住所を教えていない。」と述べる一方で、「出産手当金の受給用紙が届いたので、出産手当金を請求し、35年10月頃に受け取った。」と述べており、申立人が、当時、社会保険事務所(当時)と接触していなかったとはいえないこと等を踏まえると、脱退手当金が支給されていることに矛盾が無いことをうかがわせる周辺事情が存

在している一方で、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金 を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間⑤に係る申立てについては、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことを理由として、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会の決定に基づき、平成21年10月28日付け及び平成24年2月15日付けの二度にわたり、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人が申立期間に継続して勤務していたことを証言してくれる者として、当時のA社の代表取締役の三男(当該事業所においてF業務に従事)の氏名を挙げているが、同人に照会したところ、「半年から長い時で2年ぐらい現場勤務の時があったように思うが、その間、申立人が継続して勤務していたかどうかは分からない。」と述べており、申立人の同社における勤務の実態は確認できないとともに、同人は「給与からの厚生年金保険料の控除については分からない。」と回答している。

3 申立期間⑥に係る申立てについては、D社が保管している申立人に係る「被保険者資格取得届(控)」から確認できる厚生年金保険被保険者の資格取得日及び同社が保管している「昭和 32 年分入社名簿」から確認できる入社日が、いずれも昭和 32 年 12 月 10 日であり、当該日は、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日と一致していることを理由に、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 28 日付け及び平成 24 年 2 月 15 日付けの二度にわたり、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

なお、上記「被保険者資格取得届(控)」における被保険者資格取得 日及び「昭和 32 年分入社名簿」における入社日が同日となっている記録は、同社の当時の代表取締役の妻(現在は、代表取締役会長)が「入社当初から厚生年金保険料は控除していた。」とする供述とも符合している。

4 このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。